

1 ご家族を亡くされた方への支援

● 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

→ 災害により、主として生計を維持していた方が亡くなった場合最大500万円、その他の場合最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。もっとも、①～⑤の方がいずれもない場合、亡くなった方と死亡当時に同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹も弔慰金を受け取ることができます。具体的な金額は市町村が決定します。窓口は、市町村です。

● 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった

→ ほとんどの金融機関で、住宅ローンを組むときに「団体信用生命保険」という保険へ加入することとされています。住宅ローン支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により住宅ローンがなくなることがあります。住宅ローンの契約先に確認してみてください。

2 その他の色々な支援制度

● 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

→ 災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等を言います。窓口は市町村です。

● 被災者生活再建支援制度

→ 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
全壊等・・・100万円
大規模半壊・・・50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
建設・購入・・・200万円
補修・・・100万円
賃貸・・・50万円(公営住宅を借りた場合は除く)

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されます。一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後、建設により、合計して200万円になるまで支給されます。住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。

「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。片付ける前に家屋の外観・内部を写真に撮影するなどして残しておくようにしてください。窓口は市町村です。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の差押禁止について

→ 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、差押禁止財産とされています。例えば、破産手続では、通常は一定の額を超える金銭・預金は債権者への支払に充てられますが、災害弔慰金等は支払に充てることをせず手元に残すことができます。なお、そのためには、手元の金銭が、災害弔慰金等であることが分らなければなりません。そこで、可能であれば、借金等をしていない金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理をしておくようにしてください。差押禁止の意味等についてお聞きになりたい方は、お気軽に、弁護士相談をご利用下さい。

4 労働関係に関する支援

● 雇用調整助成金制度(事業者の方への支援)

→ 休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届けを提出する等の支給要件を満たす必要があります。お近くの公共職業安定所(ハローワーク)及び労働局にご相談下さい。

● 雇用保険の失業等給付制度による支援(お勤めの方への支援)

→ 労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、一定の要件を満たした場合に求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を支給する制度です。お近くの公共職業安定所(ハローワーク)が窓口です。なお、東日本大震災では
① 事業所が災害を受け休止・廃止したため、やむなく休業し賃金を受けられない状態にある方は、実際に離職していなくても失業手当を受給することができる。
② 事業所が災害を受け休止・廃止し、一時的にやむなく離職された方については、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができる。等の特例措置がとられています。

5 ご家族が行方不明の場合

● 死亡認定制度

→ 津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとすることができます。

● 失踪宣告制度

→ 津波等の危難が去った後、1年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続をとる必要があります。

愛媛弁護士会では、平成30年7月豪雨の被災者を対象に、弁護士による無料の電話相談を実施しています。
電話番号 フリーダイヤル 0120-585-855 7月17日から7月31日まで 平日土曜日 12時から16時まで